

国民健康保険税のお知らせ 納税通知書を7月中旬に送付します

国民健康保険税は、地方税法およびさぬき市国民健康保険税条例に基づき、国民健康保険の被保険者(加入すべき人)の世帯の世帯主に課税され、国民健康保険に要する費用などに充てられます。

令和4年度さぬき市国民健康保険税額の計算方法

「医療給付費分」「後期高齢者支援金等分」「介護納付金分」ごとに計算した「所得割額」「均等割額」「平等割額」を合算して世帯ごとに算出します。

| | 計 算 方 法 | 医療給付費分 (加入者全員) | 後期高齢者支援金等分 (加入者全員) | 介護納付金分 (40歳～64歳) |
|--------------------------|--|-------------------|-----------------------|---------------------|
| 所 得 割 | {令和3年中総所得金額等－基礎控除額 (最大43万円)}×各区分の税率 | 7.9% | 2.2% | 1.9% |
| 均 等 割 | 加入者数×各区分の金額 | 1人につき 28,000円 | 1人につき 6,000円 | 1人につき 8,000円 |
| 平 等 割 | 1世帯当たりの金額 | 27,000円 | 4,500円 | 4,500円 |
| 合 計 1年間の国民健康保険税=A+B+C | | A (上限65万円) | B (上限20万円) | C (上限17万円) |

所得額による軽減措置

世帯の総所得金額が一定基準以下の場合、自動判定により均等割と平等割が軽減されます。(7割・5割・2割)ただし、所得の申告が無ければ、所得額による軽減措置を受けられない場合があります。

年金からの天引き(特別徴収)について

次のすべての要件に該当する方は、年金から国民健康保険税が天引きされます。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者となっている。
- ②世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満である。
- ③介護保険料が年金天引きの対象となっている。
- ④年金天引きの対象となる年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない。

ただし、年度途中で世帯主が75歳に到達する場合は、その年度は普通徴収(窓口納付・口座振替納付)になります。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれ、要件に該当する人は、申請により国民健康保険税の一部または全部が減免になる場合があります。詳しくは、市ホームページでご確認ください。

【問】税務課 ☎(087)894-1118

令和4年度 録音図書製作ボランティア養成講習会「入門課程」

視覚に障害があり文字が読めない・読みにくい人や、その他の障害などにより自分で本を読むことが困難な人のために、本や雑誌などを読んで録音された図書を作るボランティアを養成します。

●期 間 9月7日～令和5年1月25日 隔週・水曜日(全10回) 13:30～15:30

●会 場 香川県視覚障害者福祉センター(場合によりZoomによる講習)

●受講条件

- ・福祉に関心があり、講習会修了後は香川県視覚障害者福祉センターのボランティアとして活動できる方
- ・Windowsパソコンを所有し使用することができる方

●受講内容

本を読むための音訳(おんやく)技術や、パソコンを使った録音技術・編集技術の講習を行います。入門課程修了後は、翌年度以降、基礎課程、応用課程を開催します。

●募集人員 10名 ●費 用 1,700円程度(テキスト代)

その他詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

【問・申】香川県視覚障害者福祉センター ☎(087)812-5563